

国際文化学部

国際文化学部の目的を実現するため、以下の事項に留意し、国際文化学部のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーに基づいた教員組織を編制する。

- (1) 「大学設置基準」等関連法令に基づき、適切に教員を配置する。
- (2) 収容定員における教員 1 人当たりの学生数に配慮した教員組織を編制する。
- (3) 教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が担当する。
- (4) 教員の年齢及び性別の構成に著しい不均衡が生じないように配慮するとともに、教育と研究の国際化に対応しうよう多様性の確保に努める。
- (5) 教員の募集、採用、昇任等にあたっては、本学の諸規程等に基づき、公正かつ適切に行う。
- (6) 組織的かつ多面的な F D 活動を行って、教員の資質向上を図る。